

松本市第6波対応事業者特別支援金交付要綱に係る宣誓・同意書

松本市第6波対応事業者特別支援金交付要綱(以下この様式において「本要綱」という。)第5条の規定に基づき、次の1から4までのいずれにも宣誓し、次の5から7までのいずれにも同意します。また、虚偽の宣誓を行った場合又は同意した事項に違反した場合は、松本市長が本要綱第6条の規定に基づき、交付を決定する前であれば、松本市第6波対応事業者特別支援金(以下この様式において「支援金」という。)の申請を取り下げ、既に支援金の給付を受けていた場合は、速やかに松本市に支援金を返還します。

- 1 本要綱に定める支援金に係る交付要件を満たしていること。
- 2 本要綱第5条の証拠書類等に虚偽のないこと。
- 3 本支援金の申請に当たり、松本市暴力団排除条例(平成24年条例第3号)第2条第2号に規定する暴力団員及び同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者を社員等構成員としない事業者等であること。
- 4 支援金の交付を受けた後にも事業の継続及び立て直しをする意思があり、その取組みを継続的に行うこと。
- 5 本要綱で定める提出書類等を5年間保存するとともに、当該書類等その他市が認める書類等について、市の依頼に応じて速やかに提出すること。
- 6 無資格受給又は不正受給が発覚した場合には、本要綱第9条に従い、交付を受けた支援金について、返還等を遅滞なく行う義務を負うこと。
- 7 本要綱に従うこと。

年 月 日

法人名・屋号

代表者又は個人事業者等の氏名(自署)
